

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

旭山動物園を起爆剤とした観光振興による地域活力再生構想

2 地域再生計画の作成主体の名称

旭川市

3 地域再生計画の区域

旭川市の全域

4 地域再生計画の目標

旭川市においては、これまで、農業や製造業といった基幹産業の振興を図るとともに、公共事業等による景気浮揚に取り組んできたが、地域の経済は、ピーク時に比べ製造品出荷額等は約3割減少、年間商品販売額は約2割減少、また、有効求人倍率は0.46倍（H17.2）と昨今の全国的な回復基調に比べ、本市の景気は依然として低迷が続いている。しかし、観光面においては、平成15年度と平成16年度との比較では、観光入込客数が4%増（4月～9月）、国際チャーター便乗数が約102%増、旭山動物園入園者数が約76%増しており、約145万人と好調に伸びてきている。

特に、全国的にも大きな話題となっている旭山動物園は、地域再生のお手本と評せられ、北海道からも観光振興等への寄与に対する感謝状を受けるとともに、自治体としては初めて日経優秀製品・サービス賞優秀賞を受賞するなど、各界からその取組が高く評価され本市を代表する観光資源となっている。

こうした観光面での明るい動向を地域活性化の好機と受け止め、急増している旭山動物園の入園者を起爆剤とし、東アジア圏からの外国人観光客をも対象に、平成17年7月に開設する新科学館などの文教施設をはじめ、積雪寒冷気候や自然環境といった地域の特性や資源を生かした観光振興を図っていくため、(1)外国人観光客の誘致と受入体制の整備、(2)教育・文化施設を生かした滞在型観光の振興、(3)冬の魅力を生かした観光の推進、(4)新しい旅行形態である体験型ツーリズムの推進、(5)中心市街地における観光客向けサービスの充実とにぎわいづくりを施策の柱に事業を展開し、交流人口の増加及びこれによる域外からの需要の喚起と移入を促進し、もって地域経済の活性化及び雇用の創出を加速させ地域活力の再生を目指す。

本計画の具体的な目標値は、次のとおりである。

年間観光入込客数 440万人（平成15年度393.8万人の約10%増）

有効求人倍率 0.5倍以上

サービス業（旅館・その他宿泊所）従業者数 2,330人

（H13年事業所・企業統計調査 2,122人の約10%増）

地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）関連

・事業利用企業における雇入れ数 440人

・事業利用求職者の地域内における就職件数 270件

5 目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

観光振興を図ることにより、旅行業、宿泊業、飲食産業、アミューズメント産業、みやげ品産業等の直接影響を受ける産業はもとより、農業や製造業、卸売業などの他産業への経済的な波及効果が期待され、また、観光分野は新規成長分野として新たな事業創出も促進されるなど、産業活動の活発化と併せて雇用創出の効果も見込まれる。さらには、空港や駅、道路といった交通インフラの活用度が高まるのをはじめ、博物館や美術館などの教育文化施設への副次的な集客効果など様々な活動と交流により、まちの活気が生み出され、経済的自立と雇用の安定確保等による本市全体の活性化がもたらされる。

こうした観点から目標達成に向けて、観光振興に関連する次の施策を推進する。

(1) 外国人観光客の誘致と受入体制の整備

国土交通省のビジット・ジャパン・キャンペーンと連動し、東アジア地域をねらいとして、行政と民間事業者とが協力して旭川地域の観光の魅力をPRし、観光客の誘致を積極的に行うとともに、将来の定期国際航空路線の開設も視野に入れ、増加する国際チャーター便や外国人観光客の受入体制の整備に取り組み、外国人観光客の入込増加を図る。

(2) 教育・文化施設を生かした滞在型観光の振興

市外からの入園者が急増している旭山動物園と自然科学を総合的に対象とする新科学館を基軸に、北海道伝統美術工芸村、博物館、彫刻美術館、井上靖記念館、三浦綾子記念文学館など教育・文化施設を一体的に観光資源としてとらえ、修学旅行等をねらいとした観光メニューを開発し誘致を促進することなどにより、通過型の観光振興にとどまらず、滞在型の観光振興を図る。

(3) 冬の魅力を生かした観光の推進

魅力ある冬季イベントの開催に努めるほか、スキー客が旅行の一環として「雪の中の動物園」、「旭川冬の遊園地「雪の村」」などの体験型観光スポットを訪れることができるような仕組みづくりを積極的に行うとともに、域外のイベントやスキー場と一体となった観光ルートやスキーツアーを開発するなど、冬季における観光客の誘致を促進し、冬の魅力を生かした観光を推進し、夏季に偏重している観光の平準化を図る。

(4) 新しい旅行形態である体験型ツーリズムの推進

国内旅行の形態はますます多様化が進み、自然や文化にふれながら、農業の体験や地元の人々との交流を通して心身をリフレッシュしようという旅のスタイルも、大きな広がりを見せていることから、自然環境の保全、農業の振興及び沿道景観の向上を図る一方、近隣自治体とも連携し、農業、健康、保養を視点に置いた地域資源のネットワーク化による新たな観光プログラムを構築し体験型ツーリズムの推進を図る。

(5) 中心市街地における観光客向けサービスの充実とにぎわいづくり

買物公園や北彩都あさひかわ地区など中心市街地において観光客の利便性を高める機能の整備を行うとともに、ホテル、飲食、交通などの関連業界におけるサービスをより向上させ、さらには、買物公園や常磐公園を中心とした観光客も楽しめる四季を通じた各種イベントの開催や、電線類の地中化、ごみの散乱防止などによる観光資源としても価値のある都市景観の形成などに努め、観光客に対するまち全体のサービス機能の充実と一層のにぎわいづくりを図る。

5 - 2 法第 4 章の特別の措置を適用して行う事業

該当無し

5 - 3 その他の事業

本市の観光は、これまで通過型・ビジネス客中心型であったため、5 - 1 に掲げた施策を推進するためには、今日、地域で抱えている次の課題に対して、官民が一体となって解決していくことが必要不可欠となっている。

(1) 多角的な外国人観光客誘致に向けた活動及び外国人観光客に対するハード・ソフト面におけるホスピタリティやサービスなどが不足している。

(2) ターゲットを絞った国内観光客誘致の活動及び魅力ある多様な市内スポットと観光ルート、土産品などの観光関連商品などが不足している。

(3) 冬季のイベントやスポーツなど魅力ある冬季観光メニュー及び旅行商品の造成、幅広い冬季観光情報の発信などが不足している。

(4) 観光客の多様なニーズに対応した健康、保養、農業などをテーマとした体験型観光メニューなどが不足しているとともに、受入体制も未整備となっている。

(5) 都市機能を生かしたコンベンション誘致活動及び集客力のあるイベント、観光情報提供等のサービス体制などが不足している。

また、これらの課題と併せて、人材等の面では、

(1) 宿泊や交通などの業界における接客や案内などのサービス向上を担う人材をはじめ、観光ニーズに対応したきめ細かな観光サービスを提供する事業ノウハウや人材などが不足している。

(2) 観光商品等の開発に係る能力やノウハウと製造を担う人材、また、営業・販売のノウハウや能力、人材などが不足している。

(3) I T 関連サービス業や印刷業などの事業者や技術者のノウハウ・技術、人材などが不足している。

そのため、地域での独自の事業とともに、支援措置に基づく事業を展開する。

5 - 3 - 1 支援措置に基づく事業

地域再生計画の認定に基づく支援措置「地域提案型雇用創造促進事業(パッケージ事業)」(C 0 9 0 1) を活用し、観光や産業の振興策と連動し、増加・多様化する滞在観光客に対するサービス等の向上と関連事業の創出のため、それらに関わる人材の育成や確保に関する事業を一体的に実施する。

なお、支援措置に基づく事業は、旭川市、旭川商工会議所、(社) 旭川観光協会、旭川情報産業事業協同組合、旭川大学地域研究所研究員の産官学のメンバー

で構成する旭川市雇用機会拡大協議会が実施主体となり，上記の人材等の面における3つ課題の解決に向けて，以下のような人材の育成・確保に関する事業を実施する。

- (1) 旭川観光のサービスの充実とホスピタリティの向上により，観光産業の強化・創出を図るため，質の高い観光サービスを提供する人材を育成・確保する。

観光産業担い手育成事業

(内 容)

- ・観光サービス業への就職を希望する若年者等の求職者を対象に，職種や必要な知識・能力等についての説明と指導・助言を行うガイダンスを開催する。
- ・観光サービス業の従事者を対象に，要求される基本的な接遇，外国人観光客への対応，市内及び郊外の主要観光スポット情報，公共交通機関の利用方法，地場産品の知識などについて学ぶ研修会を開催する。
- ・バスガイドとして常用雇用を希望する者等を対象に，旭川市内や近郊のガイドとしての専門性を身につけさせる研修会を実施する。

旭川観光フォーラム開催事業

(内 容)

- ・旭川の観光は，通過型であるとともにビジネス客中心であるため，滞在型の観光に対応した観光メニューや外国人観光客等の多様化するニーズに対応するサービスや受入体制が十分な状況とは言えない。一方，旭山動物園をはじめ，三浦綾子記念文学館や彫刻美術館等の文化教育施設，市内スキー場や冬まつりなどの冬季観光資源，酒造や家具などの産業資源など固有の観光資源を有している。こうした旭川観光の強みと弱みを再認識し，観光振興のために事業者など地域が取り組むべき課題や方策等について学び，新規サービスや事業化を促進するため，有識者等によるフォーラムを開催する。

観光ベンチャービジネススクール事業

(内 容)

- ・旅行形態の多様化などに伴い様々な観光サービスの需要拡大が見込まれていることから，観光客のニーズに対応した新たなサービス事業の創出を図るため，SOHOやNPOなどの事業者等で観光分野での新規創業や新規事業化を目指す者を対象に，観光ベンチャーを育成する研修会を実施する。

- (2) 旭川産業の魅力を観光客にアピールし，域内での消費拡大を図るため，地域特性を活かした観光商品等の開発や販売を支える人材を育成・確保する。

旭川オリジナル観光商品等開発支援事業

(内 容)

- ・旭山動物園の知名度が全国的に高くなっており，道内外からのツアー商品を利用した観光客，来訪者が増加しているが，動物園グッズなどの記念品や外国人観光客向けの土産品等が数少ないことから，製造業の経営者や製品開発担当者等を対象に，旭山動物園来園者などの観光客の記念となるオリジナル

観光商品の開発ノウハウを学ぶ研修会を開催する。

- ・旭川のラーメンなどに代表されるように食は観光の大きな楽しみの要素であり、地域特有の食材に着目した新たな食を提供し旭川観光の魅力づくりを進めるため、食をテーマに観光活性化に取り組んでいる先進事例等を紹介するセミナーを開催する。

旭川地場製品販売能力スキルアップ事業

(内 容)

- ・観光客への家具・クラフト、陶芸、酒、菓子など地域製品の販売力を高めるため、製造業や卸・小売業における経営者等を対象に、観光関連商品の販売展示の方法や顧客確保、販売拡大、情報発信などのノウハウに関するセミナーと相談会を開催する。
- ・また、営業・販売担当職員や、そうした職種を希望する求職者を対象に、基礎知識習得や営業・販売能力向上のための研修会を開催する。

ものづくり技能・技術者育成事業

(内 容)

- ・若者のものづくり離れや製造業の現場を知る機会が少なく、新卒者等の人材の確保が難しくなっており、家具をはじめとする地場製品のものづくりを支える人材の確保が難しく、また、その訓練や育成、先端技術への対応が十分とはいえない状況にある。そのため、地域の木工製品製造等工場や工房などを対象に受入可能な企業の募集・登録を行い、ものづくりを担う技能・技術者を志す学生や求職者を募り、生産現場を体験できるインターン事業を実施する。また、業界や企業内での技術課題克服等のための研修会等への講師や専門家の派遣を行う。

- (3)旭川観光をPRし、快適で安心な旅行をサポートするための観光情報の発信と観光情報サービスの充実を図るため、関連技術を有する人材を育成・確保する。

観光情報発信ノウハウ講座開催事業

(内 容)

- ・観光関連の各事業者が観光客個々のニーズに即した独自の観光情報等を提供することが求められており、関連情報をインターネット等を通じて発信するための技術・ノウハウを取得するため、観光関連の事業者や新規事業化を目指す者を対象に、情報提供サービスの担い手として育成する研修を実施し、雇用の増加を図る。

情報技術者育成事業

(内 容)

- ・パソコンに加えて、携帯電話においてもインターネット接続が容易に行えるようになったことから、観光関連の各事業者がインターネット等を通じて独自の観光情報等を発信することが求められている。しかしながら、携帯電話は、接続事業者、製造事業者が多岐にわたると共に、組み込みOS、閲覧ソ

フト等が複数あることに加え、機種を更新サイクルが短いため、適切な観光情報を提供するためには情報関連技術者及び観光情報発信事業者の技術力の不断の向上が不可欠である。このため、市内情報関連技術者を先進企業に派遣し、技術・ノウハウの取得を行うと共に、専門家を招聘し、情報技術者育成セミナーを開催し、市内IT企業の技術力向上を図り、さらに市内IT企業、観光情報発信事業者企業等に派遣しアドバイス等を行う。

5 - 3 - 2 独自の取組

独自の取組は、目標を達成する上での課題解決に向けて、5 - 1 に掲げた5つの施策の柱ごとに関係団体等と連携し実施するとともに、国等の補助制度や構造改革特別区域等の制度の活用も視野に推進する。

(1) 外国人観光客の誘致と受入体制の整備

国際観光プロモーション事業

(内 容)

・海外からの観光客の増加を図るため、韓国・台湾・香港等に向けて、プロモーション活動を行い、併せて、外国語の観光リーフレットや歓迎板を作成する。

(実施主体) 旭川市、あさひかわ観光誘致宣伝協議会

(事業規模) 平成17年度予算額 4,000千円

国際チャーター便運行促進事業

(内 容)

・国際チャーター便の運行促進に向けた取組を支援する。

(実施主体) 旭川空港利用拡大期成会

(事業規模) 平成17年度予算額 6,500千円

空港整備事業

(内 容)

・国際チャーター便の急増に伴うエプロンの拡張や小型機駐機場の整備のほか、空港ビルへの継続貸付などを行う。

(実施主体) 旭川市

(事業規模) 平成17年度予算額 1,463,861千円

(2) 教育・文化施設を生かした滞在型観光の振興

道内観光客誘致事業

(内 容)

・旭山動物園と科学館や他の観光スポットを組み合わせ、道内小中学校の修学旅行誘致に向けたプロモーション活動等を行う。

(実施主体) あさひかわ観光誘致宣伝協議会

(事業規模) 平成17年度予算額 1,000千円

観光客誘致宣伝事業

(内 容)

- ・本市の観光入込客数の増加と滞在化の促進を図るため、観光パンフレットやリーフレット等の宣伝印刷物を作成し、道外における観光キャンペーン等を実施する。

(実施主体) 旭川市

(事業規模) 平成17年度予算額 10,946千円

旭川観光巡り推進事業

(内 容)

- ・旭川を訪れた観光客が市内観光スポットを巡るための循環型バスを運行し、アクセス面の利便性向上を図る。

(実施主体) 旭川市他

(事業規模) 平成17年度予算額 7,500千円

旭山動物園施設整備事業

(内 容)

- ・観光施設としての旭山動物園の魅力と利便性の向上のため、チンパンジーの森の新設設計やクモザルの展示施設を整備するほか、正門・売店・休憩所を一体的に改築するとともに、西門の通年開門化に取り組む。また、条例改正を行い、冬期開園時間等の拡大や科学館との共通パスポートの発行を行う。

(実施主体) 旭川市

(事業規模) 平成17年度予算額 265,944千円

青少年科学館(仮称)建設費

(内 容)

- ・市民の生涯学習振興と科学の理解、普及、学習及び研究を総合的に学び、科学技術の習得を図る新しい科学館を建設する。

(実施主体) 旭川市

(事業規模) 平成17年度予算額 1,715,581千円

(3) 冬の魅力を生かした観光の推進

冬季観光誘致促進事業

(内 容)

- ・冬季観光の促進及び体験型観光の推進並びに市内スキー場の利用促進を図るための観光客誘致活動を展開する。

(実施主体) あさひかわ観光誘致宣伝協議会

(事業規模) 平成17年度予算額 3,500千円

旭川夏・冬まつり開催事業

(内 容)

- ・旭川夏・冬まつりや氷彫刻世界大会,あさひかわ雪あかりの開催を支援し,地域イメージの向上と観光客誘致を図る。

(実施主体)旭川市

(事業規模)平成17年度予算額 72,750千円

(4) 新しい旅行形態である体験型ツーリズムの推進

旭川医療・休養基地構想推進

(内容)

- ・健康保養資源・地域人材を活用して,住民のトータルヘルスケア体制を確立し,健康志向者及び生活習慣病・環境病患者を対象にした全国的な健康保養拠点形成を進めるとともに,健康保養関連産業を創造するまちづくりを目指す。

(実施主体)旭川市

(事業規模)平成17年度予算額 3,500千円

都市農村交流推進事業

(内容)

- ・農業農村資源を積極的にPRし,農業体験事業による市民の農業理解を促進するとともに,農業者のグリーンツーリズム関連ビジネスへの取組を支援する。

(実施主体)旭川市

(事業規模)平成17年度予算額 2,044千円

(5) 中心市街地における観光客向けサービスの充実とにぎわいづくり

イベント推進事業

(内容)

- ・観光客誘致と地域イメージの向上を図るため,各種観光イベントの開催を支援するとともに,コンベンションの誘致を促進する。

(実施主体)旭川市,旭川コンベンションビューロー

(事業規模)平成17年度予算額 18,989千円

観光情報センター事業

(内容)

- ・本市を訪れる観光客への利便性及びホスピタリティの向上を図るため,観光情報センターを設置し,最新の観光情報を提供する。

(実施主体)旭川市

(事業規模)平成17年度予算額 10,000千円

6 計画期間

認定の日から概ね平成21年度末まで

ただし,地域提案型雇用創造促進事業(パッケージ事業)に関する事業の期間は,認定の日から平成19年度末まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

本計画の目標値の評価については、関連する統計調査等の数値を持って客観的な把握を行うほか、各事業の評価のため国際チャーター便数、外国人観光客延宿泊数、宿泊延客数、冬季観光客数、コンベンション開催件数などの補足数値を活用する。また、地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）に関わる目標値の評価については、事業への参加者及び参加企業に対して、次のアンケート調査等を行い達成状況を把握する。

（アンケート調査の方法）

（1）事業参加企業・団体に対するアンケート項目

1回目（事業実施時）：事業効果に対する質問、今後の雇用計画

2回目（年度末）：雇用状況の確認

（2）事業参加者に対するアンケート項目

1回目（事業実施時）：事業効果に対する質問、今後の就職予定

2回目（年度末）：就職状況の確認

なお、アンケート調査は、1回目は無記名方式、2回目は記名方式で実施する。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当無し